

## 4. 保健学部

### (1) 理念・目的

#### a. 学部の理念・目的とそれに伴う人材養成などの目的の適切性

##### 〔現状の説明〕

本学の建学の精神である「真・善・美の探究」に基づいて、保健・医療・福祉の分野で、専門知識と技術を教授し、科学的なものの見方と人に対する思いやりの心を涵養して、将来広い視野から物事をとらえ、人々がより健康に生きることをサポートできる人材を育成することを目的している。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

建学の精神は、教育基本法、学校教育法および大学設置基準などの教育関係法規の精神と合致している。すなわち、「真」は学校教育法第52条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究する」こと、同法65条の「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ」ることおよび教育基本法第1条「真理を愛する」ことであり、「善」は、学校教育法同条の「道徳的能力を展開させる」こと、および教育基本法同条の「正義を愛し、個人の価値をたっとぶ」ことである。また、「美」は教育基本法同条の「人格の完成をめざ」すことである。

保健学部の教育理念は、学園の建学の精神を、保健・医療・福祉の分野で、実現しようとするものである。総じて、大学設置基準第19条第2項の規定と軌を一にしている。

##### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

保健学部では従来、大学教育を広くとらえて、学生一人ひとりが、自分自身の意志や能力にあわせて大学での勉学の目的を把握することを良しとして、主に建学の精神に基づいて教育を進めてきた。しかし、近年の大学教育の大綱化に伴う大学の個性化の流れや大学進学率の上昇による学生の多様化によって、個々の学部・学科の教育目標を具体的に明示することが、学生にとって目的を把握しやすく、更には教育効果を上げることにつながるようになった。そこで、平成12年度より、学部および各学科の教育理念・目標を明らかにして、履修要目の中で周知を図ることとした。

### (2) 学生の受け入れ

#### a. 学生募集の方法、入学者選抜方法、それらの位置づけ等の適切性

##### 〔現状の説明〕

##### ①選抜方法

- 1) 一般選抜：広く人材を求めて、大学での学修に必要な教科の基礎学力を重視して選抜を行う。
- 2) 推薦入試：本学志望の意志が強く、一定の能力と勉学への意欲を兼ね備え、かつ出身学校長の推薦を受けた者に対して実施し、基礎学力と適性などを総合的に評価してい

る。

- 3) 帰国子女入試：保護者の海外在住などの事情によって海外での教育を受けたため、日本語能力その他の理由で大学進学が困難と考えられる者に進学の機会を与える事を目的として実施している。
- 4) 外国人留学生入試：日本以外の国籍を有する者で、外国において通常の学校教育を12年以上修め、かつ当該国において大学入学資格を有する者に対し実施している。
- 5) 編入学・転入学：短大、高専および専修学校専門課程卒業者を対象に編入学試験を、大学卒業者および大学在学者を対象に転入学試験を実施して、勉学への再挑戦の機会を与えている。

## ②選抜方法の適切性および公正の確保

保健学部では、保健・医療・福祉の分野で活躍する人材を養成するために、学力の基本を基礎医学科目においている。そのため、従来は保健学部に入学者に理科系の素養を要求していた。しかし、高等学校での理科系科目の選択肢の拡大による入学時の基礎学力の低下や興味の多様化に対応するため、入学試験の出題範囲を見直して基礎的な能力を判定するようにしている。

編入学希望者に広く門戸を開くために編入学資格を緩やかなものとしているが、編入生の出身校による学修が多様であり、編入目的も多彩であるため既習単位や学力に応じた適切な学修指導ができるよう、平成12年度から第2年次への編入学定員をもうけた。

常設の入試審議委員会（学部長、教務部長、学生部長、教授会互選による教授2名の計5名で構成され、毎年約12回開催）で、選抜方法の種類を決定し、学力試験、小論文、面接試問の配点などの入学者選抜基準を検討する。この基準に基づいて受験生の試験結果を当該委員会が評価して入学者の選定を行う。この選定結果を教授会で審議し選抜者を決定するという一連の手続きを経ることによって公正確保に努めている。また、各入試による合格者の入学後の成績などの追跡調査を行い、入試方法改善の資料としている。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

高等学校教育の多様化によって、従来のような理系の科目に重点を置いた選択は困難となった。

そこで、出題形式を、基礎学力や学習能力を重視する方向に変更し、併せて保健学部のカリキュラムの多様化を図って、保健・医療・福祉の分野での選択肢を増やしている。専門教育の段階での負担は大きいですが、学部の理念と学生の志向を調和させていると評価できる。

選抜試験の公正を期すために、入試審議委員会で選抜基準を決めて合否判定案を作成し、選考過程および結果を、教授会で説明・審議して合否判定を行っている。現在、各組織が正常に機能しているので、公正さは保たれていると評価できる。

編入生として社会人を受け入れることは在校生にも具体的な課題を提供できる機会が増え、授業の活性化が期待できる。

## 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学生の学力の多様化と学力の低下への対処は、学習意欲をもち基礎学力を有する学生を選抜して、大学教育の中でその資質を高めることが方法のひとつと考えられる。今後は、

基本的な資質をもつ受験生の選抜のために、より有効な選抜方法の開発が必要である。

編入生や留学生の中に基礎学力の劣る学生が見受けられる。修学の背景が多様であるので、入学後の学習を考慮して学習能力を判定することが今後の課題である。

社会人に学修の機会を与えることは、社会人の生涯学習の意欲に応えるとともに学部教育の活性化につながる側面をもつが、資格の取得を入学目的とするものが多く、大学で知的能力や応用的能力を高めることだけを目的とするものはほとんどいないことから学習指導の有効性を考慮しながら、社会人入試を検討する必要がある。

## b. 学生収容定員と在籍学生数の比率とその適切性

### 〔現状の説明〕

各入学試験の入学者数、収容定員および在籍学生数を表2～7に示す。第1年次入学生についての選抜方法別の学生数の割合は、一般入試約70%、推薦入試約30%で、帰国子女および留学生は数名である。編入学生については、各学科とも各年度の入学者の約20%である。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

入学定員、収容定員および在籍学生数については、教員数や実習施設・設備によって、実習指導上の学生数の上限を決めている。現在の入学者数は、十分な教育効果を期待できるもので、双方とも適当数と評価できる。

しかし、看護学科では、設立当初50名定員として施設を建設し、その後の入学定員の増加に対処するために施設の整備拡充を行ったが、一部の演習施設については学生を分割して授業を行っていること、講義を行う校舎（八王子）と実習施設（三鷹）が遠隔であるため、教員や病院看護部の負担が大きいこと、などが現在問題となっている。

少子時代に入り、保健学部でも受験者数の減少傾向が見られる。受験生数の減少は学習意欲や学力の低下した学生の入学につながるもので、対策を要する。

第2年次に編入生の受け入れ枠を設けたことは編入生が1学年で取得しなければならない単位数を軽減し、多様な選択肢を好む学生の希望に沿った措置と評価できる。

### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

収容定員に対する在籍学生数は適切であり、十分に学習効果が上げられる範囲である。

一方、学園の財政的な改善の観点からすると、若干の入学者数の増加を図る余地を検討する必要があり、施設や教育効果を考慮しながら細かく検討したい。

## (3) 教育課程

### (一) 学部・学科の教育課程

#### a. 学科の教育課程と学科の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

### 〔現状の説明〕

保健学部は、臨床検査技術学科、保健学科および看護学科の3学科を設置している。各学科の教育目的は以下の通りである。

①臨床検査技術学科の教育目的

臨床検査学の知識を基礎として、臨床検査学、あるいは救急医学もしくは公衆衛生学の専門分野において、確かな技術と人への優しさをもった、医療技術者あるいは将来の指導者を育成することを目的とする。

②保健学科の教育目的

基礎医学と衛生検査学の知識を有し、保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成を目的とする。

学校保健、社会福祉および人々の健康に係わる産業の現場において合理的な判断力と人への情熱をもった指導者を、あるいは衛生検査や救急医療の現場において、確かな技術と人への優しさをもった、医療技術者あるいは将来の指導者を育成する。

③看護学科の教育目的

建学の精神に基づく看護教育を通して、人類の保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成を目的とする。人への思いやりをもった質の高い看護職者として、将来の看護領域の教育者・研究者や医療現場における実践的な指導者を育成する。

人文科学系科目では、哲学、生命倫理学、心理学、教育心理学、芸術などを、社会科学系科目では、法学、日本国憲法、社会学等を配置して、幅広い分野にわたって教養を養い、豊かな人間性を涵養するための基盤としている。さらに、これらの科目は、保健・医療・福祉の分野において社会の一員として活躍するための基本的な資質を提供するものと位置づけている。

自然科学系の科目は、基礎知識を整理してそれぞれの専門科目につなげる側面と、事実に基づいて論理的に考え実証的に検証するなどの事実の認識方法の練習の側面をもつと位置づけて、記憶に偏らぬよう、考える能力を養うよう指導している。

語学については、各学科に英語もしくはフランス語を配置するとともに、他の言語の修得を希望する学生に対しては、外国語学部の多様な言語を履修できる制度も設けている。

またキャンパスで開講される体育実技の他に、長期休暇中に開講される体育実技Ⅱを開講して、体育に親しむことができるよう配慮している。

専門領域については、その教育体系が法律等に規定されているものについては、これに従った。すなわち、衛生検査学は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第3条第2項及び厚生省告示21号に、臨床検査学は同法律施行令第12条第3項及び厚生省告示第22号に、保健婦、助産婦および看護婦に関する領域については、それぞれ保健婦助産婦看護婦法第19条第1項、第20条第1項及び第21条第1項に、救急救命士に関する領域については、救急救命士法第34条3項に、社会福祉士に関する領域については、社会福祉士法第7条第1項に依って専門領域のカリキュラムを編成した。また、労働衛生領域および食品衛生領域についても監督省庁の指導によって専門分野を体系づけた。法律で規定されていない領域の体系については、教員の研究領域を活かして、環境科学、遺伝医学及び保健学などの領域として体系化している。

授業科目を表36に示す。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

多様な資格を設定していることは生活感の乏しい現代の学生が、資格を通して社会の要請を理解する機会となっている。これらは「広い視野から物事をとらえ、人々がより健康に生きることをサポートできる人材」という学部の理念および学科の目的に沿うものであり、学校教育法第52条、大学設置基準第19条とも合致している。

一般教養的授業科目、外国語科目は、学生の視野を広げることに重きをおくとともに、医療に関連した時事を取り込むことで専門科目との連携を図っている。これは深い教養に裏打ちされた総合的判断力を培う教育の一翼を担っており、その目的に照らして適切である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

法律などの規制を受ける資格については、課程委員会を設けてカリキュラムの監視点検を行うと共に、個々の学生の適性や理解度に応じた教育改善を行っているが、資格の取得に偏重することなく、確かな知識と論理的な思考によって物事を判断するよう指導していく必要がある。

一般教養的授業科目、専門教育的授業科目については、今後一層の有機的な連携を図るよう努力していきたい。

b. 教育課程の編成方法における学生の主体的学修への配慮の適切性・妥当性

〔現状の説明〕

授業科目を、人文・社会学系、基礎医学系等の如く「系」を単位として関連する科目をまとめるとともに、履修案内に科目の編成方針を概説して、科目相互の位置づけをやすくしている。また、シラバスを作成して、授業の到達目標や科目間の連携が理解しやすいように工夫した。

1単位当たりの授業時間をできるだけ削減し、学生個々の能力と興味に応じて主体的に学習できるように、配慮している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

資格取得に関連した科目が多彩に開講されており、学生は自分の興味と適性に沿った科目履修をすることができる。また社会の多様なニーズを認識する機会を多く設定しているが、資格取得のために履修すべき科目も多いため、定期試験に必要な知識だけを取捨選択する傾向が見られる。目的のために集中することも必要なので一概に悪い傾向であるとはいえないが、学生の主体的学修を支持しつつ、ステレオタイプの判断をしないよう、注意深く見守る必要がある。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

教務委員会の下に時間割、学内実習、学外実習および卒業研究等について検討・調整する小委員会を設けて、新しい企画の提案や学内外の調整を行うと共に、実施に関する作業を分担しているが、学生の主体的学修という点から担任との連携をより密にして学生の意見を反映していく方向で検討したい。

### c. 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係におけるその各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 〔現状の説明〕

保健学部では、専門領域の体系化に加えて、健康を「個」と「集団」の2面から把握する視点を提供している。病気の検査や看護には「個」の視点に基づいた測定やケア、人間の個性や尊厳についての洞察などが要求される。一方、時代差や地域差などを把握して疾病予防の施策を立案したり、感染症の調査のためには、「集団」を扱って確かな因果関係をとらえる技法が不可欠である。また、第2次大戦以後、国民の死因の第1位が結核から脳血管疾患、さらにはがんへと変わったことに象徴されるように、健康の視点が感染症から生活習慣病へ、さらに遺伝子疾患へと変化している。同時に急速に高齢社会が到来しており、従来の感染症対策や救急医療体制、健康教育施策や福祉制度を理解する必要性に加えて、今後の科学技術の発展を把握して指導的な役割を担うことができるように、情報処理技術や遺伝医学の知識なども必要とされている。

このため本学部では、基礎医学分野である生理学、解剖学、生化学、病理学などを学部教育の基礎に置き、検査測定技術として諸分野の実験や実習を、人間を集団をとらえる科目として疫学、統計学、公衆衛生学などを、ケア技術として看護学の実習や救命法などを配置している。人間の個性や尊厳については、生命倫理学や医療関係法規のほか、各々の専門科目の中で具体例をふまえて学習を深められるよう、また遺伝医学については人類遺伝学や臨床遺伝学を、情報技術については医療情報科学、情報処理論、画像診断技術等の科目を配置している。

各授業の単位の計算方法は、授業の方法に応じて、講義は15時間または30時間をもって1単位とし、実験・実習は30時間または45時間をもって1単位としている。

臨床検査技術学科と保健学科については、平成12年度に学則を改正した。改正の趣旨は、必修科目の削減による学生の負担の軽減、多様な選択肢を提供することによる視野の拡大、加えて保健学科においては教育職員免許法の改正への対処であった。

看護学科は平成11年度に学則改正を行い、旧指定規則に依っていたカリキュラムを平成8年度改正で大綱化された保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則に沿って改訂した。同時にそれまで1単位30時間で組み立てていた授業の一部を1単位15時間として学生の負担を軽減し、編入生の履修に配慮したカリキュラムとしている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

カリキュラムの運用点検については、教務委員会を組織して毎月1回定例の会議を開き、学生の履修に遺漏のないようにするとともに、より適切なカリキュラムの運用ができるよう配慮している。

臨床検査技術学科と保健学科については、人々がより健康に生きることをサポートできる人材の育成という学部の教育目標に沿った学修分野の拡張であり、学生の進路を拡大して学生に勉学の希望を与えると評価している。

3学科とも改正後1～2年を経過しただけなので、結果を安易に判断することはできない。カリキュラムの体系および科目間の連携を、教員にも学生にも、十分に浸透させつつ、今後は教科の組み立てと内容の精選をする時期である。

看護学科のカリキュラムは未だ過密であり、学生の負担が大きい。また、救急医学においても指定規則の大綱化が法制化されたのを機会に学生の負担を軽減する措置を検討する必要がある。

〔将来の改善・改革への方策〕

各科目内容の点検を行い、重複部分の見直しや教授内容の精選をはかり、学生が自主的・主体的に学習に取り組めるよう過密カリキュラムの解消に取り組む予定である。

d. 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

〔現状の説明〕

他大学で学修した後、本学の第1年次に入学する学生に対しては、60単位までを認定している。

国内の大学については特定の授業科目についての単位互換は行っていない。海外の大学と交換留学制度を設けており、単位の互換を行っている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

他大学で履修した科目を本学での単位と認定することは、学生の負担を減らして自主的な学習を促進することにつながる。

国内の大学と単位互換制度を設けることは、他大学の授業を受けることによる視野の拡大、学生の通学の便宜、良い授業を求める学生の向学心への支援、教員が良い授業を行うことの必要性を再認識するなどの利点があることを認識しているが、本学の立地条件の特殊性を勘案すると必ずしも学生の便宜を図ることにはならないと考えて、現在は実施していない。

交換留学生の単位認定については、資格に関連する科目の場合には、日本と相手国の資格や科目内容への要求事項が異なることがあるので、慎重な審査が必要となる。認定基準を緩やかにして帰国後に取得する科目の中で不足する部分を補充するか、認定基準を厳しくして帰国後の履修科目数を多くするかの選択である。資格関連科目でない場合には特に問題はない。

〔将来の改善・改革への方策〕

国内外の大学等との単位の互換は授業の活性化を図る意味でも必要であると認識している。学部の特長や地理的条件を相殺する何らかの具体的方策の検討を試みたい。

e. 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修単位を単位認定している大学・学部にあつては、実施している単位認定方法の適切性

〔現状の説明〕

短大卒業もしくは専門学校卒業の編入生に対しては、出身校での1年の修学に対して最大31単位を認定している。また、全学生に対して、外国語科目等について、学外の検定制度や講習を大学での単位に換算するシステムを制定している。

現状を表41に示す。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部での単位認定の基本的な方針は、学生の入学後の負担を少なくすること、および学生自身の志向によって科目選択をする自由度を与えることである。

編入生に対する単位の認定については、学生が修得している知的能力はシラバスや成績からだけでは判断しにくいいため、学生の資質と自主性と現在の勉学意欲とを重視して、比較的緩やかに対処している。しかし、編入生の中には、自主的に不足する学力を補おうとする者もいる一方で、楽をして資格を取得したいという学習意欲の少ない者もあり、自主的な勉強を怠る者がいる。

外国語科目や救命救助法については、学生の積極的な学習意欲を刺激して好結果を生んでいると評価できる。

看護学科の2年課程卒業の編入生については認定できる既修科目が少ないため履修科目の過多が生じている。

#### 〔将来の改善・改革への方策〕

基本的な方針については妥当であるので、大幅な変更をする必要はないと考える。しかしながら、編入生の単位認定については、自主的な学習能力を査定できる選抜方法の検討を含めて再考する必要がある。

### f. 社会人、外国人留学生、帰国子女に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

#### 〔現状の説明〕

特に行っておらず、他の第一年次入学生と同等に扱っている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

外国人留学生の中には基礎学力や日本語能力が比較的低い学生がいるので、対策が必要である。

#### 〔将来の改善・改革への方策〕

日本語の能力が不十分な外国人留学生、帰国子女については大学院生によるチューター制度などを考慮に入れた受け入れ体制を検討する。

### g. 教育上の効果を測定するための方法の適切性

#### 〔現状の説明〕

教育上の効果の測定は、試験によって行うことを履修規定に規定している。試験は、平常試験、定期試験、再試験などとし、レポートの作成によって試験に換えることも容認している。学修の目標や評価方法をシラバスに記載して、学生の勉学の便宜を図っている。

成績評価は、A（100点～85点）、B（84点～70点）、C（69点～60点）、D（59点～0点）の4段階で行い、Dを不合格としている。試験問題の程度や評価については科目担当教員



の裁量としているが、学生による授業評価の項目に試験方法についての項目をもうけて評価方法の妥当性を点検している。

進級基準を各学年・学科で履修規定に定めて、これを満たさない者を留年としている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

到達目標を定める場合、その基準は、資格試験の範囲および難易度、授業内容の範囲、あるいは自主的な学習の成果など、多様である。科目によって、要求する知識・技術や評価基準は異なるが、科目担当者の多様な基準を並列していることが、学生に評価基準の多様性を理解させることになるので、現状を良しとしている。

教育上の効果を測定する方法は、基本的に妥当であると評価できる。シラバスに掲載する評価方法をより詳細にするようにとの意見もあるが、授業内容全般にわたって勉学させるためには、現状で不足はないとの立場に立っている。

学生による授業評価を、教育効果の測定方法の適切性を検討するための参考資料としていることは、科目担当者の評価方法が不適切な場合に、教務委員会が科目担当者と協議する機会がもてるので、本学部の長所と考えている。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学修の到達目標や評価基準については、従来から、科目担当者の専決事項であるとする考えと、学部・学科で基本的な合意を得るべきであるとする考えがある。多くの資格を設定している学部であるので、到達目標や評価方法について、合意を得るための検討を行うことが必要である。

教育効果の測定方法や教育方法の改善が認められない授業に関しては、教務担当者が教科担当者と直接議論して授業の改善を求めたり、教員相互の授業の聴講を推進する等、積極的に改善策を進めることが必要である。

### h. 学生に対する履修指導の適切性

#### 〔現状の説明〕

学生にシラバスを配布し、年度始めに学年別オリエンテーションを行っている。また適切な履修ができるよう履修申告後に一定の修正申告期間を設けている。

学生の進路や履修の相談のために、担任制をとって相談の窓口としている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

現行のガイダンスと担任制度による指導で基本的な体制は整っていると評価できる。但し、学生の学習意欲の低下や漠然とした資格志向には適切に対処して、自主的学修による基礎的能力や応用的能力を養成するよう指導しなければならない。

一方で、教育目的については臨床検査技術学科と保健学科の違いが明らかでない。近年、技術系の学科においても一般教養科目を重視しなければならない状況にあることことや、臨床検査技術学科と保健学科で取得可能な資格が重複していることなどから、両学科の違いを判別しにくいとの批判がある。

**〔将来の改善・改革への方策〕**

学生の指導に当たっては、懇切丁寧な情報の提供ばかりではなく、自己責任における進路の選択の重要性を理解させることや、学業の不振な学生に対して適性が少ないことを伝えたり、不合格の評価を与えることもまた適切な履修指導であることを、学部内で再確認することが必要であると考えます。

理念上の差異に乏しい臨床検査技術学科と保健学科は、学問分野の広がりを知ることによって学科の特徴を明らかにするよう努める必要がある。

**i. 学生の学修の活性化と教員の指導方法の改善を促進するための措置とその有効性****〔現状の説明〕**

社会が求めている人材や能力を、資格を通して具体的に把握できるようにして、学修の活性化を図っている。

特別演習を設けて、授業では取り扱えない様々な分野の課題を学習する機会を増やし、興味ある学生の自主的な学修の活性化を図っている。実習や演習が多く配当されている学年では、実習や演習を通して個々の学生を把握して学修の活性化を図っている。第4年次においては卒業研究によって自主的な学習を促進すると共に、学習上の欠点を指摘することによってより高度な到達目標を設定できるよう指導している。

教員の指導方法を改善するために、学生による授業評価を行ったり、教員が相互に授業を聴講することを勧めている。授業が改善しない教員に対しては、教務部が当該教員と面談して学生による評価を示し、教員が自らの教育理念を実現できているかを討議して授業の改善を図っている。

**〔点検・評価〕〔長所と問題点〕**

学生の学修の活性化を図るためのいくつかの方策が実行されていると評価できる。しかし、単位制の場合、1単位当たりの授業時間数を30時間とした場合、15時間の自己学修の成果をもって1単位が与えられるのであるが、その自己学修の内容は個々の学生の学修能力や教員の目標提示能力によって幅が大きい。自己学修の自由度を教員が理解して、知識を主とした試験での得点だけではなく、学生の将来の応用的能力の発展を期する指導方法の確立がのぞまれるところであるが、容易ではない。

教員の指導方法の工夫・改善促進の方策は一通りなされているが、学生のための授業という観点から評価した場合、充分でない点が多々残っている。教員の教育理念とその実現が評価されているので、改善には時間がかかると思われる。

**〔将来の改善・改革への方策〕**

学修の活性化を図るためには、教員が学生の興味を引き出し、学修方法を提示し、鼓舞激励することで学生の学習意欲を高め、学修の達成感を与えることが必要である。また同時に学習内容相互の関連が把握できるように学生の視野を広めていくことが大切である。そうした手だてのひとつが、教員の指導方法の改善を促進することであり、教員各人が学修の活性化と指導方法の改善をめざして試行しているが、将来の応用的能力を育成するための対策を、学部として検討していくことも必要と考える。

## ⅱ. 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

### 〔現状の説明〕

講義室にはワイヤレスマイク、教材提示機、ビデオテープレコーダー、テープレコーダー、スライドプロジェクター等が設置されており、種々のメディアを用いた教育を行う設備が整っている。教員は、教科書または自作のプリントを基に講義を行う。

講義に際して、教員は教壇で板書しつつ解説を行うが、時には学生の間を歩いたり、質問をしたり、学生同士の討論をさせたりして教育効果を高めるための工夫をしている。また、次回の講義の準備としていくつかのキーワードを予習させたり、授業の後半に小試験を課して授業へ集中する機運を醸成している。

実習・実験は個人またはグループで行う。多くの教室は独自の実習書を作成して、実習の理解を高めるとともに、報告書の作成指導を行っている。

大多数の授業で出席を確認し、欠席が多い者は期末試験の受験資格を失うことになっている。

すべての教員が、大学らしい、しかも学生にわかりやすい授業をするために基本的な努力をしているが、その成果は個々の教員の適性によって異なっている。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

一部を除いて授業形態と授業方法は適切であり、有効である。しかし、さらなる改善を期するならば、授業では知識の伝達のみならず、知識の人間的、全人的な位置付けを伝えることも重要である。この点の改善を推進する教育理論が学部として確立されていない。

講義を受ける学生の数は、選択科目の数名から、複数の学科に合同で行う150～250名、複数の学部学生に合同で行う400人程度とさまざまである。学習成果のみに着眼すれば、少人数教育が理想であるが、多様な学生が同じ科目を受講することで学生間のコミュニケーションを高めたり、学部・学科を越えた多様な価値観がふれあう機会となる、多人数教育もまた必要と考えている。

演習や実習を伴う講義については、できるだけ演習・実習に重点を置くことが教育指導上有効であるが、この点で改善すべき教科がある。

### 〔将来の改善・改革への方策〕

集団教育や多人数教育の利点を考慮しつつも、授業の基本的形態はできるだけ少人数授業の配置とする。

教員から学生への一方通行の講義ではなく、学生から教員への二方向、学生間も含めた多方向授業の工夫等々、講義方法の検討を行い授業の活性化をはかる。

## (二) 生涯学習

### a. 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

#### 〔現状の説明〕

生涯学習機関として社会人教育への要請に応えるため、保健学部は、学部課程の社会への提供および専門的知識の公開のために次の施策を行っている。

## ①保健学部の授業の社会への提供

- 1) 入学選抜制度：編入学試験を設けて社会人に門戸を開いている。
- 2) 授業履修制度：科目等履修生・聴講生の制度を設けている。

## ②公開講座

本学部では卒後教育の1つとして、臨床検査技師に対して超音波検査実践技術講習会を実施している。また、一般市民を対象とした公開講座を開催して、最新の医療情報を伝えと共、地域の人々と共に健康や環境を考える場を設置している。

公開講座の開設状況を表42に示す。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

保健学部の教育研究資源を生かして、社会人に学習の機会を与える制度を整えており、個人のキャリア開発、地域社会の発展に貢献していると評価できる。

## 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

保健学部が社会に提供できる分野を広く社会に提示するとともに、生涯学習の希望者を募る方策を一層強化して、社会に開かれた大学としての体制を整えていくことが必要である。

## (4) 研究活動

## a. 教員の研究活動の活性化を検証するためのシステムの適切性

## 〔現状の説明〕

教員の研究業績の報告を、毎年、保健学部自己評価報告書にまとめて公表している。研究活動の質は必ずしも発表論文の数に相関するわけではないが、専門誌への原著論文や著書、補助金に対する研究報告書等は研究活動の活性化の指標ととらえている。

研究常置委員会を設けて研究の活性化を図ると共に、共通施設・設備委員会を設けて研究施設・設備の維持管理を行い、効率的利用と研究環境の整備を図っている。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部は、研究活動を第一義とする分野が一部にあるものの、総体としては教育主体の学部である。しかし、本学部の根幹をなす健康科学の発展はめざましく、新たな知見や概念を追求、追従する研究活動が必須である。したがって、学部教員が研究活動を放棄し、教育のみに専念すれば、数年後の教育研究活動に与える影響は大きい。そこで、現在の世界の学術の先端を視野に入れて行う研究活動を奨励し、多くの教員もまた研究活動の重要性を認識して研究を遂行している。

研究活動の評価において困難な点は、重要性の少ない研究の価値を膨大にとらえてしまうことがあることである。自己評価による業績の点検基準や、相互に研鑽するための評価基準を確立すべきで時期である。

## 〔将来の改善・改革への方策〕

先駆的研究の着手と継続には、優れた計画能力と資金援助および一定の労働力が必要で

ある。学科目制を基盤とする大学においてこのような研究を組み立てることは容易ではないが、学生に研究活動のあり方を教育する意味でも、サポートする必要があると考えている。またこの種の研究活動は直ちに業績に結びつくものではないので、研究の活性度を内外にアピールするシステムも必要である。

## b. 教育研究上の各組織単位毎の教員の研究活動の活性化等の状況

### 〔現状の説明〕

教員の業績は、毎年教室ごとに、保健学部自己評価報告書にまとめると共に杏林医学会雑誌に掲載する。また、プロジェクト研究の要旨も杏林医学会雑誌で公表している。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

自己評価報告書等に掲載することで、教室相互の研究内容を理解すると共に相互研鑽のための資料となっている。しかしながら保健学部では、教室単位での研究に加えて、学科目制を生かした、教員個々の共同研究も奨励しているので、必ずしも教室や学科単位の研究の活性度の評価や活性化の施策に固執する必要はないと考える。

### 〔将来の改善・改革への方策〕

保健学部の教員は多彩な専門分野をカバーしているので、学際的な観点から研究計画を立案し、共同研究を組織する基盤を有している。そうした試みが学部の独自性を表現し、研究活動の活性化につながっていくと考える。

## c. 教員の研究活動を活性化させ促進させるための諸条件の整備状況とその有効性

### 〔現状の説明〕

個人研究費として、教授83万円、助教授55万円、講師52万円、助手30万円が配分される他、大学院指導費用として教室宛13万円、院生一人当たり39万円が配分されている。また、プロジェクト研究制度が制定されており、保健学部および保健学研究科に年間数百万円の補助金が支給されている。平成12年度に文部省から私立大学学術フロンティア推進拠点に選定され、「生活環境に起因する健康障害に関する包括的解析」というテーマで研究がスタートした。

私立大学研究設備整備費補助金、私立大学等経常費補助金特別補助「特色ある教育研究の推進」、大学院重点特別経費（共同研究）、ティーチングアシスタント経費、厚生科学研究費などの補助金が採択され、教育、研究に活用されている。

専任教員の業績を表15に、個人研究費を表19に、教員研究旅費を表20に、共同研究費を表21に示す。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

個人研究費に加えて教育用の実習費等の経費が教室予算として確保されているので、一定の研究費が確保されているが、教育の負担が均等ではないため、一部の教員の研究時間が十分に確保されているとはいえない。

科学研究費の採択件数は5件前後である。採択率が伸び悩んでいるので、更に研究の質

の向上に努力したい。各種財団への助成金申請件数も増えてきたが、採択件数は年2、3件であり、積極的な応募を奨励しているところである。

研究協力体制の整備は必ずしも充分ではなく、教員同士の共同研究が活発ではない。また、若手教員に対する研究指導体制も必ずしも充分と言えない。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教育における負担を克服して研究業績を蓄積する研究指導体制の確立が必要と思われる。例えば、学部の重点プロジェクトの企画による研究の活性化や、共同研究体制による若手教員の育成などの施策である。

### (5) 教員組織

#### a. 学部の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織の適切性、妥当性

##### 〔現状の説明〕

学部の理念・目的を遂行するために107名の専任教員（助手37名を含む）が在籍しており、約1000名の学生に対して、教養科目、基礎医学科目および専門科目の教育にあっている。教員1名当たりの学生数は約10名である。専門科目を担当する教員が一部教養科目を担当しているほか、学科を越えて配置されている課程の科目を担当する場合も多いので、学科別の教員数が教育課程別の教員数を表すものではない。またそうした理由から、教育課程別の教員数を正確に記載することはできないが、おおよそ、人文・社会・語学・体育学領域に6名、基礎医学領域に15名、臨床検査学課程に36名、保健学領域に15名、看護学課程に29名、救急医学課程に1名、社会福祉学課程に1名、自然科学系に4名となっている。課程によって教員数に過不足があり、基礎医学や臨床検査は比較的過剰に、救急医学および社会福祉は不足している。

学部の教育体制は学科目制に依っており、主要な科目に複数の教員を配置しているほか、将来の発展が予測できる科目についても、専任教員を配置している。学科目制を基礎として、数名の専任教員からなる教室を編成して、授業の円滑な運営を図ると共に、若手教員の指導育成を図っている。

学部の教育においては原則的に教室単位で授業にあっており、研究においては教室単位で若手教員の指導を行うとともに教室を越えた共同研究体制も推奨している。

教員組織を表10に、専任教員を表12に、兼任教員を表13に、専任教員の年齢構成を表14に示す。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員1人当たりの学生数が少なく、きめ細かい教務、進路、および生活指導ができる少人数教育の体制が整えられている。反面、人件費をはじめ諸経費の財政上の負担が大きい。学科別に見ると、臨床検査技術学科および保健学科では主要な科目に専任教員が配置されており、日常の勉学指導を含めて十分な教育環境が整っている。ただ看護学科では、実習施設が遠隔であるので、教員あたりの学生数の割合が必ずしも教育の充実を表すものとはなっていない。課程別に見ると、救急医学課程および社会福祉課程で専任教員が不足して

いる。

学科目制を教室単位で運営することは本学独自のものであるが、教員の独立を促進している一方で、講座制と考えられて閉鎖的となりがちで、他教室との協力体制が活発に行われていないきらいがある。特に、実験や実習も教室単位で授業を行うため、少人数制を有効に機能させておらず、教員の負担が大きい割には指導が十分とはいえない状況である。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教員の適正な配置と有効な活用をさらに進めることが必要である。すなわち、教室間の情報交換を進めて、担当科目の再編と研究の推進を期すこと、実験や実習を複数の教室で担当することで、少人数教育の利点を取り込む等である。また、若手教員の独立性を尊重した学部としての指導体制を構築することが、若手の育成を図ることになると考える。

こうした方策は、将来的には人件費等、財政上の経費の削減も期待できる。

### b. 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

#### 〔現状の説明〕

教務委員会は各学科および課程の代表によって構成され、教員間の連絡調整の根幹組織となっている。さらに、教務委員会の下に各課程の時間割、実習、卒業研究などの小委員会を設けて、調整の実務にあたっている。

科目間の連携は、科目担当者の裁量を大きくして、相互に調整を行うことのできる体制をとっている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

相互の連携がよくとられており、年間計画の策定も早めに行うことができているので、教務委員会の運営は適当であると考えられる。

一方、多くの課程が並立しているのでその全容を把握している教員が少ないという問題もある。個々の学生の志向に添った履修指導を考慮すると、課程の全容を把握した上での指導が要求されることがあるので、教員間の連携を更に密にして行かなければならない。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

システム上の問題はないが、運営上、多様な考えをもつ教員の調整をより効率的に行う方法の模索が必要である。

並立する課程が多いので、教員の認識を高め、適切な履修指導ができるよう、きめ細かい対応体制をとる必要がある。現在、若手の担任がカリキュラムと資格の概要を把握しているが、教授レベルで周知することが急務である。

### c. 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育を実施するための人的補助体制の整備状況と人的配置の適切性

#### 〔現状の説明〕

基礎医学系、保健学系および臨床検査学課程の実験・実習に関しては、指導する教員は

充分の人数が確保されている。看護学科についても設置基準に照らして一通りの人数が確保されているが、実習施設が遠隔であるため、教員の負担や病院指導者の負担が大きい。

救急救命士課程および社会福祉士課程では完成年度を迎えていないので、未だ教員数が十分に確保されていない状況にある。

外国語教育および情報処理関係の教育は、約70名の学生を1～2名の教員が担当している。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

基礎医学系など、教員の総数が確保されている領域については教室を越えて実験・実習へ参加するシステムの構築が、教育の充実のために必要である。看護学科については、実習施設が遠隔地であることによる教育効果の低下が心配される。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

有限な人材と効果的な教育を考えると、助手が所属教室以外の実習にも参加するシステムの確立が必要である。

### d. 教員の募集、任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用状況

#### 〔現状の説明〕

教員の募集については、退職した教員の後任補充の必要の有無を、学部長、教務部長および学生部長の三役が検討する。基幹科目であったり欠員状態が教育上や研究上の支障となると判断された場合に募集を行う。任免は、就業規定によって行う。

昇格については、研究業績、学位、教育上の実績、人格、学識、年齢等を総合的に勘案して行う。教授昇任については、教授選考委員会、運営審議会、教授会および理事会の審議を経て決定する。助教授以下の職位については、運営審議会および教授会の審議による。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学科目制をとっているため、教室の教員数は根拠があるものではない。従って、募集や任免についての方針に不公平感がないわけではない。履修者数、教育上の必要性、研究上の必要性など、基準が多様である。慣例を理解している教員が多いので表立った不満はない。

昇任については、臨床検査技術学科および保健学科では、学位（博士）を取得して講師、看護学科については、学位（修士）取得によって講師との大方の原則があるが、必ずしも原則通り運用されていない。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

研究業績や学位、学識、勤続年数などを数値化できるパラメーターとして、大まかな教育上の業績を評価するような基準作りを進めることが必要である。

### e. 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

#### 〔現状の説明〕



特に行っていない。必要なときは、所属上長による評価に加えて、自己評価報告書や学生による授業評価を参考として行う。業績や担当授業数については、毎年教員自身から申告を行うこととしている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

業績報告の書式が不統一であり、担当授業時間数の計算方式も不統一であった。従って、比較のための目安とはなっても必ずしも正確な業務量を示すものにはなっていない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

業績の書式および担当授業時間の計算方法を明示して、数年かけて浸透を図り、教員間の業務量を評価する指標となるよう試行したい。

## (6) 施設・設備等

### a. 教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況

〔現状の説明〕

平成6年度に新築された校舎は、講義室、実習室とも基準を満たしており、教育に支障はない。AV機器や教育用機材も各教室および実習室に適当に設置されている。また、共用のプロジェクター等は教務部で購入して教務課で管理している。

語学学習施設は保健学部校舎にLL教室とコンピュータ室を備えているほか、他学部の施設も使用できる。

学生の厚生施設については、食堂、書籍店、保健センター、体育館、柔道場、剣道場、グラウンド、部室、学生会室などが整備されている。

施設・設備を表43～46に示す。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学生の勉学や課外活動に良い施設・設備が整えられている。

基本的な設備は平成6年の新築時に購入されたものであるため、未だ備品交換の時期ではないが、AV機器の改良はめざましく、数台を購入して必要な授業に持参して共用している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

施設・設備には特段の改善の方策は要しないと思われる。マルチメディアに対応した備品の交換を、今後5年ほどの間に行うことによって改善を期す程度の対策で十分と考える。

### b. 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制

〔現状の説明〕

設備・備品の管理責任者を指定して、これを庶務、教務および学生課の職員が支援体制をとって管理している。

教育用および実習用備品については、最も使用頻度の高い教室の教員が管理責任者とな

って維持・管理にあたっている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

大学の施設・設備については、学生の授業や課外活動に支障のないよう、また、管理不行き届きによる事故が起こらないよう、管理できていると評価できる。

学部の研究・教育に資する備品の管理については、責任者となっている教員の負担は大きいですが、使用する学生および教員の責任感の涵養も期待できる。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

現在適当に管理できていると考えられるので、現状を維持することで宜しいと考える。

### (7) 学生生活への配慮

#### a. 奨学金、その他の経済的支援をはかるための措置の有効性 適切性

##### 〔現状の説明〕

奨学金制度については、日本育英会の貸与手続き、各種外部団体からの貸与・給付手続きの他、杏林大学特待生、杏林大学奨学金の給付を行っている。

それぞれの奨学制度は、申請資格が異なっており、杏林大学特待生は学業優秀で他の学生の模範となる者、杏林大学奨学生は経済的に困窮している者、育英会奨学金は一定の学業成績を修めた者で経済的に困窮している者となっている。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

申請資格の異なる奨学金を用意していることは、学生の状況に応じた多様な選考ができるという観点から適当であると考えられる。

経済的支援を希望する学生全員が奨学金を受給できるわけではない。他大学の奨学制度に比較して、決して恵まれているとはいえない本学および本学部の奨学制度は、昨今の社会・経済情勢に鑑みて、今後できるだけ充実していく必要があると考える。

##### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

卒業生や教員の関係する企業などからの奨学金の開拓が望まれる。

特待生は、各学部で第4年次生1名に授業料の半額相当の奨学金が給付されるが、これを、支給学年を低学年としたり数人に分配するなどの検討を含めて見直しを図りたい。

#### b. 学生からの生活相談、進路相談に対する対応とその利用上の有効性

##### 〔現状の説明〕

就職については、12年度からキャリアサポートセンターを発足させて、相談および支援体制を強化している。定期的に就職ガイダンスや産業界講座を開催している。保健学部ではさらに就職委員会と就職担任制度を設け、支援に当たっている。

学習支援等については、第1、2、3年次生には各学年2名ずつの担任をおき、進路相談、生活相談を含めて指導、支援を行っている。第4年次生への支援は、卒業研究配属先

の教員が卒業研究の指導と併行して行っており、第1年次から卒業までの教職員による支援体制が整っている。

教員の専門分野に興味を持つ学生を演習形式で指導する特別演習が設置されている。双方が自主性を持って運営する授業であるので、よりきめの細かい指導の場となっている。

編入生や留学生に関しては、担任を配するほか、教務部委員会等に特別の委員を委嘱して調査および改善案の提案を依頼し、事態の改善を期する体制をとっている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

生活相談や進路相談の制度は充実しているが、生活感の乏しい学生に対する進路指導や、自立心に欠ける学生の生活指導は十分にできていない。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

第1年次入学生に対しては基本的な相談体制は整っている。留学生に対しても相談体制は整っているが、彼らに不足している基礎学力や日本語能力を克服するための具体的なサポート体制が十分ではないので、チューター制等の対策を検討する必要がある。

### c. 学生の生涯にわたる心身の健康保持・増進のための配慮の適切性

#### 〔現状の説明〕

学生の健康管理については、保健センターの充実に努め、校医、看護婦、カウンセラーが学生相談に対応している。病院実習を行う学生に対する予防接種の実施、保険への加入の配慮をしている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員の中に、医師、看護婦、臨床検査技師、養護教諭、衛生管理者などの免許をもつ者が多数いるので、公的な施策や施設に加えて、個人的な相談を行うことができる。大学の中でも特によく配慮されていると自負している。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

現状を維持することのほか特にない。

### d. 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

#### 〔現状の説明〕

クラブ活動や学園祭などの活動を正規の課外活動と認めており、学生と大学の仲介者として、顧問制度を設けて教員を配置し、学生の活動の便宜を図っている。また課外活動を奨励して、人への思いやりや他人を尊重する心を、現実の対人関係の中で体得できるよう指導している。特に課外活動に功績があった学生は、卒業時に顕彰する制度を設けて、カリキュラムを補完している。

施設面の維持管理は大学予算で行い、消耗品等の諸経費については父母会の予算から補助する体制をとっている。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員による顧問制度は学生と教員の交流の場を提供することにもなっており、学生の全人的な成長に寄与していると評価できる。

交通の便が悪いため、課外活動のための時間を確保できない学生が多い。したがって課外活動が学生の人格を陶冶して正課を補完するといった効果はそれほど期待できない。

父母会による課外活動への補助は学生の負担の軽減になっている。

## 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

資格関連の履修科目が多いことや交通の便が悪いため、課外活動を行う学生の割合が少ない。課外活動を有効に位置づけ学生サービスを推進する観点から、主要駅からの交通の便の改善や、交通の便の悪さを相殺する方策が肝要となる。

## (8) 管理・運営

## a. 教授会の権限、特に教育課程や教員人事において教授会が果たしている役割

## 〔現状の説明〕

学部校務を学部長が掌理し、教授会が教育、教員人事、学生、研究などに関する事項を審議して学部の管理・運営を行なっている。教務部長と学生部長はそれぞれ教務と学生の厚生補導に関する業務を掌ると共に、学部長を補佐する体制をとって、総合的に管理運営を行い緊急事態に対処している。恒常的な諸問題には、委員会を設置して民主的な運営を期し、委員を年度ごとに任命することによって負担と運営の公平を期している。

学部には、7の常置委員会、17の各種委員会、8の課程委員会、および教務事項を分担する10の小委員会を設けて学部の管理・運営にあたっている。常置委員会は、制度・運営・予算、人事、学生、教務、研究、共通施設・設備、環境保全である。

教学に関する事項は学園長が総理し（寄附行為第17条）、大学の校務は学長が掌理し（役職規定第2条）、学部の校務は学部長が掌理する（学則第11条）。教員人事は教授会の審議事項（学則第12条）であるが、教授会又は理事会の審議に先立って審議すべき事項を運営審議会で審議する（運営審議会規定第2条）ことが規定されている。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

大学・研究科とも、管理・運営上の規定は整備されている。

教育、研究、管理にわたる業務が一部の教員に集中する傾向が見られる。教員に情報が公開されて学部の運営に透明性をもたせることは、教員の教育研究への意欲を高めるものであるが、業務が一部教員へ集中することで、意図せぬ結果として情報が教員に十分に行き渡らないこととなり、透明性の低下を生んでいる。

教員人事に関しての手続きは、設置者、学部長、教授会、関連の科目担当者の中に基本的な了解ができていると評価できる。

## 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学部の運営において、業務を分散して多くの教員が業務を負担する方策を講じる必要がある。

時代にあった改革と安定した運営は学部の運営の両輪であるといえる。改革が学生に対するサービスの低下とならないよう、学部の運営状態の総合評価を行う管理体制の点検が求められる。

#### b. 学部長の選任手続きの適切性・妥当性

##### 〔現状の説明〕

学長や学部長の選任手続きは、学長選考規定および役職規定に規定されている。学部長の選任については学長の任命によっている。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

人事に関しての手続きは、設置者、学部長、教授会、科目担当者間に基本的な了解ができていると評価できる。

従前は、学部長の任命は学部の投票に依りたいとの少数意見もあったが、現在の大学に対して改善を求められている重要な課題の一つが、教員による教育システムの点検であるので、より大所高所に立った学長による任命という現在の手続きは妥当なものとして受け入れられている。

##### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

特になし。

### (9) 自己点検・評価の組織体制

#### a. 自己点検・評価を恒常的に行うための制度

##### 〔現状の説明〕

平成4年度に保健学部自己点検・評価委員会を組織し活動を始めた。5年度から「保健学部自己点検・自己評価報告」を作成して結果を公表している。自己点検・評価は、各種委員会、課程、および教員の教育活動や研究活動などについて行うほか、学生による授業評価の教員へのフィードバックを行っている。

評価・点検する項目は、委員会については活動の「ねらい」、「活動報告」、「評価及び展望」など、教員の教育活動については担当授業や卒業研究の指導状況、研究活動については学会発表や論文などの業績としている。学生による授業評価は、授業のわかりやすさや質問への対応など15項目について5段階評価を行い、自由記載欄を設けている。授業評価の結果は各教員に戻して授業改善の資料とするよう要請している。

平成12年度は、従来の授業評価の有効性の最検討を行うため、学生による授業評価は行わなかった。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

大多数の委員会が点検・評価を行っており、教員の委員会活動への熱意の現れと評価できる。反面、執筆者の多くが委員長であるため、委員会の活動の有効性や不適切な運営について、委員や委員会に属さない教員の意見が十分に表現されているかどうかの点検が不

足している。

教育活動や研究活動についての点検・評価は、内容に立ち入ってまでの相互研鑽が困難であるため、内容を公表することによって向上を期するという立場をとっている。又、若手教員の向上心をどのように研究成果につなげてゆくかを教室の枠を越えて検討する必要がある。

学生による授業評価については、評価結果を各教員に送付することによって授業の改善を課しており、その効果は相当に現れていると評価できる。しかし、独特の教育観を持った教員や自分の教育技術の低さを適切に受容できない教員の授業はあまり改善されていないので、この点の対策が必要である。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

点検・評価は、学部管理職や委員会の委員長が報告書を書くために行うのではなく、将来の改善を期すものでなければならない。学部として点検・評価の意義を再確認したい。望むらくは、委員会活動についてはすべての委員会の活動が報告・点検され、委員会以外の教員によっても評価される事が望ましい。

教育活動については、授業を教室単位で運営しているために必ずしも個々の教員の評価となっていない。所属上長の授業の一部を下の教員が負担していることもあり、正当な評価ができていない場合がある。また、学生による授業評価の授業への反映については、特に厳しい評価を受けた授業を対象として、教員の教育理念が授業に表れているか、教育理念を実現するための有効な教育方法は何かなどを議論する場を設けることが必要である。

研究活動については、教室の枠を越えて若手教員の研究を指導する体制の整備が必要である。

### b. 将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステム

#### 〔現状の説明〕

学部長、教務部長および学生部長の三役が不定期に討議を行うほか、第一常置委員会(制度・予算・運営)で現状の点検および改善点について討議している。また、必要に応じて教務委員会や各学科に将来構想委員会等を設けることとしている。

各種意見や方策の調整機関は教授会および学部内連絡会とし、実施機関は主として教務委員会としているが、各種制度については企画調整機関はなく学部長などの個人的な交渉に依っている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学部の各種問題点を的確に把握すると共に、短期的課題に対しては迅速に、中・長期的課題に対しては学生サービスの観点から大胆に改革案を講ずる必要がある。迅速な対応のためには、三役や教務委員会に執行の権限が認められている現在の制度は適切であると評価できる。一方、迅速に対処する反面、対処策の意図が教員に伝わらないことがある点は注意が必要である。

18歳人口の減少の時代に実施すべき中・長期的な課題については、教員の建設的で多様な意見を聴取する必要がある。このためには、定例の会議より時宜に応じた不定期の意見

交換が有効であると考え、機会をとらえて意見を聴取する視点と受け皿が必要である。若手教員の意欲を高め、また意欲を効果に結びつけるために、若手教員が孤立感をもたないよう配慮することが必要である。

**〔将来の改善・改革に向けた方策〕**

短期的な課題の実施についてはその意図が十分に学内に伝わるよう制度を整備すると共に、中・長期的な課題を実行する機関を設けて、できる限り情報を公開しつつ実施する体制を考慮する。また、この際に一部の教員に負担が集中しないよう配慮することが必要である。

若手教員の人材育成が大切であるので、研究指導体制の整備に加えて、各種委員会で学務を取り扱う機会を設けて、後進の育成を期すこととしたい。

## 5. 保健学研究科

### (1) 理念・目的

#### a. 研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成などの目的の適切性

##### 〔現状の説明〕

保健、医療あるいは福祉の専門分野において、広い視野と豊かな学識を有し、専門性の高い業務を遂行する人材、あるいは研究能力を有する人材を育成することを目的としている。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

建学の精神の上に、専門分野を限定して研究科の理念を建てており、保健学部の項に詳述したように、学校教育法や教育基本法と整合している。また、大学院設置基準等の諸法規の理念にも合致している。

「専門性の高い業務を遂行する人材」と「研究能力を有する人材」とは、能力や役割において異なる資質をもつ人材である。学生の志向と能力に応じて柔軟な対応ができることは本研究科の理念の長所と考えられる。

一方、社会科学から自然科学、そして医療分野にわたる保健学の広範な専門分野を一つの理念でまとめ上げることは容易ではなく、理念・目的が十分に浸透していない。

##### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

大学院生が自身のどの能力を開拓しようとしているのかを把握することは、指導の実効をあげるためにも必要なことである。学生が進路を見極めるために理念の浸透を図る必要がある。

### (2) 学生の受け入れ

#### a. 学生募集の方法、入学者選抜方法、それらの位置づけ等の適切性

##### 〔現状の説明〕

##### ①選抜方法

1)一般選抜：広く人材を求めて、大学での学修に必要な教科の学力を重視して選抜を行う。

10月と3月の2期にわけて行う。

2)社会人入試：社会人の勉学研究の便宜を図るために、社会人を対象とした入学試験を一般選抜と同時に実施している。

##### ②選抜方法の適切性および公正の確保

学力試験は、外国語、専門分野および関連分野から出題し、研究のための基礎的な能力と専門分野に偏らない知識を評価している。面接試験は、指導教員と大学院委員が行う。学力試験および面接試験の結果を大学院委員会において総合的に評価して合否判定案を作成し、選考過程および結果を研究科委員会で説明・審議して合否判定を行っている。



〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

現在、大学院委員会および研究科委員会が正常に機能しているため、公正さは保たれていると評価できる。

大学院生の興味が多様化する一方で語学力や基礎学力が低下する傾向が見られる。

社会人の入学希望者に対して門戸を開いたことは、社会人の向学心に応えるためにも、研究科の活性化のためにも有効であると評価できる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

入学者の興味の多様化と学力の低下に対しては、学習意欲をもつ学生を選抜して、大学院教育の中でその資質を高めることが適切な対処方法と考えられる。基本的な資質をもつ大学院生を選抜するために、広く受験生を募集する方策を採ることが必要である。社会人入試の設置はそのための一法である。保健学研究科が提供できる教育体系の整備や学外の学修の単位認定方法を明示しての広報が必要である。

b. 学生収容定員と在籍学生数の比率とその適切性

〔現状の説明〕

入学試験の入学定員、収容定員および在籍学生数を表8～9に示す。

博士前期（修士）課程については、入学定員以上の受験生を集めており、在籍学生数も収容定員を上回っている。博士後期過程については、受験生数は入学定員を下回っており、在籍学生数は収容定員の約60%程度である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

博士後期課程への入学者数が定員を下回ることがある。受験生数の減少は学習意欲や学力の低下した学生の入学につながるため、対策を要する。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学生数の確保のため、研究科の提供するカリキュラムを整備し、広く周知を図る。

(3) 教育課程

(一) 研究科の教育課程

a. 大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

〔現状の説明〕

第二次大戦後、健康の焦点が感染症から生活習慣病に移行し、分子レベルでの生命現象が解明され始めた時代背景を反映して、その骨格を、保健学、疫学、保健病理学及び分子生物学として保健学研究科は発足した。

その後、地球環境の変化や人口の高齢化、ゲノム科学や診断技術、情報技術の発展等の社会情勢の変化に鑑み、平成13年度に専門分野を改編した。博士課程を通じて、地球環境及び生活環境を中心とする環境科学、保健、医療、看護、福祉を包括する健康科学、臨床

検査技術をめぐる検査科学、人間を分子から個体レベルまで広くとらえる生命科学、を4本の柱とし、博士前期課程については、環境と健康の科学、保健・福祉の科学、医療・看護の科学、病態の検査科学、病因の検査科学、個体の生命科学、細胞・分子の生命科学に専門分野を分割した。

この措置により、研究科の理念・目的を実現するために、現代社会のニーズにあった体系が整えられた。この教育課程は、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項の理念と軌を一にしている。

授業科目を表39に示す。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

従来の保健学の枠組みでは教育や研究の内容が把握しにくくなったため、平成13年度から分野を再編して新たな枠組みを提示したことは、21世紀の保健医療を見通した時宜を得た改善と評価している。前期課程（修士課程）においては、多様な専門分野から授業科目を選択して「広い視野に立って」能力の研鑽ができるように、後期課程（博士課程）においては専門性を重視した科目履修や研究ができるようになっている。

保健学の多くの分野を科目名として盛り込んだため、科目構成が細分化されすぎたきらいがある。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

平成13年度に上記の改革を行ったので、適正に運営できるよう努力することが必要である。今後の改善の方向としては、社会人や学部学生のニーズを考慮した上で、研究科の提供できる教育体系をいくつかの分野にわたって確立することや、専門性の高すぎる科目の名称を一般化することなどである。

### b. 教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

#### 〔現状の説明〕

履修規定によって、各分野において修得すべき科目群が定められており、関連分野にわたる知識を習得しながら専門分野を深めることができるように配慮している。

研究指導については原則的に指導教員にまかせているが、教員と大学院生の基本的な考え方の違いや、研究の遂行にあたっての齟齬によって、研究指導上重大な不都合が予想される場合には、大学院委員会がその仲介を行って未然に解決するよう監視している。そのための方策として、1年ごとに研究の進捗状況を大学院教務委員会に提出することを慣例としている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学生は自身の進路や目的に応じて科目履修をすることができる体制となっている。併せて研究の進捗状況を大学院委員会に報告する慣例は、学生と指導教員とのコミュニケーションを図るために有効に機能していると評価できる。

教員の専門分野が、保健学、看護学、医学、薬学、工学、理学など多様であるので、重要視する点が、手法の厳密性であったり社会的意義であったりして、コンセンサスが得ら

れにくい。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

指導体制の監視は研究の活性化につながることもあるが、研究の干渉となる危惧もあるので慎重に行う必要がある。研究の活性化と大学院生の成長に十分に注意しながら持続して行うことが必要である。

c. 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

〔現状の説明〕

社会人や留学生に対する特別な規則を制定していないが、科目履修や単位の認定において個々に配慮している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

社会人に学修の機会を与えることは、社会人の生涯学習の意欲に応えるとともに大学院教育の活性化や入学希望者の増加につながる側面をもつ。一方、社会人が大学院の修了要件の単位のすべてを大学キャンパスで履修しなければならないことは大きな障害である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学習指導の有効性を考慮しながら、学外の学修に対する単位の認定を検討する。

d. 教育研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

〔現状の説明〕

教育上の効果の測定は、授業についてはレポートもしくは筆記試験によって講義担当者が評価する。研究指導上の効果は、研究進捗状況の大学院委員会への報告と、学位請求論文の提出直前の論文要旨発表によって監視し、論文の審査によって最終的に判定される。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

現行のシステムでによって支障なく適切に行われている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

効果を測定するための方法には、制度や慣行上の問題はないので、大学院生の資質を個々に発展させようという教員の意識を持続すればよい。

e. 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

〔現状の説明〕

平成13年3月末現在、修士（保健学）を123名に、博士（保健学）を42名（甲種20名、乙種22名）に授与している。別表1に過去5年間の学位授与状況を示す。

別表1 学位授与状況

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
修士号	8	10	10	11	4
博士号 甲種	3	1	3	1	4
乙種	3	1	4	3	2

学位の授与基準及び手続きは、学位規程及び内規に規定されている。予備審査で申請条件を判定して研究科委員会で承認された学位（博士）請求論文および課程修了予定者の学位論文について、要旨発表会を公開で行う。その後、3名以上の審査委員が審査及び最終試験を行い、この結果が研究科委員会において審議・了承され、学長が承認することによって学位が授与される。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学位授与の状況については、大学院への入学生数が定員に満たない年もあるので、教員の数に対して必ずしも多くない。研究指導については、大学院生のほとんど全員が学位を取得しているので、適切な指導が行われているものと評価できる。論文の提出による学位請求（乙種博士論文）については、提出された論文の多くが審査に合格しており、学外者に対する対応が適切に行われていることを示すものと判断できる。一方、不合格となった論文も数件あり、学位（博士）の授与に厳正な基準があることを示している。

学位授与の審査体制については、規程が整備されており、予備審査と本審査及び研究科委員会の審議によって厳正に行われている。

学位授与の基準については、保健学研究科のカバーする領域が広いため、以前は指導教員や審査委員の判定基準に大きな違いがあった。近年、多くの学位審査の経験から学位授与の基準に、おおかたのコンセンサスが得られている。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

大学院への進学者数の増加を図って、学位授与の件数を増やすことが必要であると考えられる。社会人入試を導入したので有効に運用したい。

学位審査の基準は教員の信念にも関わることなのでコンセンサスを得るためには時間がかかるが、十分な議論によって改善して行きたい。

## （二）生涯学習

#### 〔現状の説明〕

生涯学習機関として社会人教育への要請に応えるため、保健学研究科は次の制度を設けている。

- 1) 入学選抜制度：社会人特別選抜制度を設けて社会人に門戸を開いている。
- 2) 授業履修制度：科目等履修生・聴講生の制度を設けている。
- 3) 大学外での学習の単位認定：特に制度化してはいないが、授業担当者の裁量によって学外での学修を認定することを慣行としている。
- 4) 公開講座：保健学部の項参照。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

適切に行われていると評価できる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

特にない。

#### (4) 教員組織

〔現状の説明〕

研究科における研究指導や講義は学部の教授が担当し、実験の指導については学位を有する教員があたっている。従って、教員組織、教員間の連絡調整の状況、人員配置、教員の任免・昇格の基準等および教育研究活動の評価などについては、保健学部の各項目に記したとおりである。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

保健学のカバーする広い分野にわたって、研究科の理念に基づいて大学院学生を指導する教員組織が築かれている。反面、各分野のカリキュラム体系は必ずしも充実しておらず、分野ごとの教員数も少ない。教員の人材は豊富なので、大学院教育の活性化のために、充実した体系的なカリキュラムの提案が必要と思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教員組織に関しては特に問題はない。教務上教科内容を体系化することと、その特徴を学内外の大学生に知らせることが必要である。

#### (5) 施設・設備等

〔現状の説明〕

学部の施設・設備を共用しており、整備状況、維持・管理のために責任体制については、学部の各項に記したとおりである（表44～表46）。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

保健学部の項に記載したとおり、維持・管理にあたる教員の負担は大きいですが、特に問題はないと評価できる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学園として、平成14年度より放射線同位元素、電子顕微鏡、フローサイトメトリー、蛋白質・核酸分析、生体機能実験の各部門の共同研究施設が大学院施設に移管される。この措置により、医学研究科と保健学研究科の連携が一層緊密になることが期待される。

## (6) 管理・運営

### 〔現状の説明〕

研究科は研究科長の下に、大学院、大学院教務、大学院学生および大学院自己評価の4つの委員会を設けて運営にあっている。さらに、大学院生の研究指導上の諸問題に関しては、研究科長が指導教員を管理する。

最高の決議機関は研究科委員会であり、研究科の運営および大学院生の指導上の諸問題を審議する。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

人事、制度、学生、教務など、基本的な管理・運営は適切に行われていると評価できる。

大学院生の確保や研究の活性化に向けて、具体的、抜本的な方針を検討することが必要な時期に来ている。

### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

他の研究者から引用される研究業績の蓄積、社会へのアピールおよび大学院生の確保などについて、大学院の活性化を期して、総合的な将来計画が必要である。

## (7) 自己点検・評価の組織体制

### 〔現状の説明〕

研究科長および2名の研究科委員からなる保健学研究科自己評価委員会が常設されており、大学院評価の方針を検討する。自己評価作業の実務は保健学部の自己評価委員会が一括して行っている。

詳細は保健学部の項に記した。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員や委員会の自己評価の面が強く、相互研鑽の面が弱い。学生の指導、教育技術の向上、研究業績などについては、相互研鑽によって学生サービスの向上を図ることが必要である。

評価体制を確立する一方で、若手教員を育成する支援体制を構築する事も急務である。

### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

組織は完備しているので、点検・評価の結果を改善する方法を確立することが肝要である。